

蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、
又は取扱う屋内貯蔵所に設ける消火設備に係る運用指針

1 スプリンクラー設備の基準

危規則第 35 条の 2 第 3 項第 1 号の基準によるほか、スプリンクラー設備の基準の細目は、次のとおりとする。

(1) 開放型スプリンクラーヘッド

防護対象物のすべての表面がいずれかのヘッドの有効射程内にあるように設けるほか、施行規則第 13 条の 2 第 4 項第 1 号ニ及びホに定める基準の例によること。

(2) 一斉開放弁又は手動式開放弁

施行規則第 14 条第 1 項第 1 号に定める基準の例によること。

(3) 放射区域

二以上の放射区域を設ける場合は、火災を有効に消火できるように、隣接する放射区域が相互に重複するようにすること。

(4) 制御弁

施行規則第 14 条第 1 項第 3 号に定める基準の例によること。

(5) 自動警報装置

施行規則第 14 条第 1 項第 4 号に定める基準の例によること。

(6) 流水検知装置

施行規則第 14 条第 1 項第 4 号の 4 及び第 4 号の 5 に定める基準の例によること。

(7) 呼水装置

施行規則第 14 条第 1 項第 5 号の基準の例によること。

(8) 送水口

施行規則第 14 条第 1 項第 6 号の基準の例によるほか、消防ポンプ自動車
が容易に接近することができる位置に双口型の送水口を附置すること。

(9) 起動装置

ア 施行規則第 14 条第 1 項第 8 号に定める基準の例によること。

イ 自動火災報知設備の感知器の作動により連動して起動させる場合は、一の感知器の作動により起動することがないよう、複数の煙感知器の作動と連動させるか、煙感知器及び炎感知器又は熱感知器による異なる種類の感知器の作動により連動させるものとする。

(10) 操作回路の配線

施行規則第 14 条第 1 項第 9 号の基準の例によること。

(11) 配管

施行規則第 14 条第 1 項第 10 号の基準の例によること。

(12) 加圧送水装置

施行規則第 14 条第 1 項第 11 号の基準の例によること。

(13) 貯水槽等

施行規則第 14 条第 1 項第 13 号の基準の例によること。

(14) 予備動力源

自家発電設備又は蓄電池設備によるものとし、次のア及びイに定めるところによること。ただし、次のアに適合する内燃機関で、常用電源が停電したときに速やかに当該内燃機関を作動するものである場合に限り、自家発電設備に代えて内燃機関を用いることができる。

ア 容量は、スプリンクラー設備を有効に 45 分間以上作動させることができるものであること。

イ 施行規則第 12 条第 1 項第 4 号ロ（自家発電設備の容量に係る部分を除く。）及びハ（蓄電池設備の容量に係る部分を除く。）に定める基準の例によること。

2 消火器の設置基準

第 4 及び第 5 種消火設備は、危規則第 35 条の 2 第 3 項第 2 号及び第 3 号の基準によるほか、危政令別表第 5 における建築物その他の工作物、電気設備及び第 4 類の危険物の消火に適応するものを設置すること。